

後期基本計画（素案）に係る答申（案）

1 総合計画策定の趣旨（序論）に関する事項

- ① 計画全体の構成が分かりやすく、各施策に関連するSDGsのゴールを記載していることも、趣旨（序論）に合致した良い工夫である。前期基本計画の達成状況の把握や市を取り巻く課題の分析等を行い、社会情勢の変化や市民の意見等を踏まえた、実現性の高い施策を展開すること。【No.1, 2, 3】
- ② 「KIRISHIMAみらいトーク」をはじめとする市民参画により、市民や大学・企業など多様な主体の知恵を結集し、市政運営への反映に努めることは、持続可能なまちづくりを進める上で重要である。今後も引き続き、幅広い年齢層の市民が参加し、意見交換できる機会を設けるとともに、小中学校・高校において、児童・生徒が霧島市の未来について考える機会を設けるなど、新たな展開を図ること。【No.4, 5, 6】
- ③ 本市においても、少子高齢化に伴う人口減少や若者を中心とした人口流出等による、労働力不足や消費市場・地域コミュニティの縮小、空き家等の増加による地域の空洞化などへの対応を図ることは喫緊の課題である。新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として地方への関心が高まる中、若い世代にとって魅力ある就業環境等を創出するとともに、結婚・妊娠・出産・育児に対する切れ目のない支援策を講じ、さらなる若者等の定着と都市圏からのU I Jターンを促進すること。【No.7, 8】

2 後期基本計画（素案）に関する事項

(1) 政策1「産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり」関連施策

- ① 企業ニーズに沿った工業用地の確保や就労ニーズを満たす幅広い業種・業態の誘致を推進し、多様な人材が地元で働ける環境を構築すること。【1-1-2 No.9】
- ② 企業やハローワーク等との連携を強化し、多様な働き方やワーク・ライフ・バランスの啓発等に努めるなど、働きやすい労働環境づくりに取り組むこと。また、若者の地元就職率の向上を図るため、引き続き、教育機関等と連携し、地元企業の説明会や職場体験などの取組を展開すること。【1-1-4 No.10～16】
- ③ 「食料・農業・農村基本法」の見直しに向けた議論を踏まえながら、新規就農・就業者の確保や事業継承に関する施策など、農林水産業者への支援に取り組むこと。【1-2-1 No.17, 18】
- ④ 農林水産物の魅力や生産者の人柄が伝わるよう、SNS等を通じて広く発信するとともに、ゲンセン霧島認定制度やふるさと納税制度を活用し、農林水産物のさらなる認知度向上、販路拡大を図ること。【1-2-3 No.19～22】
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の流行を契機とした旅行形態の変化や、訪日外国人観光客の受け入れに対応するため、施設等のユニバーサルデザイン化、多言語表記の案内板の設置、Wi-Fi環境の整備などに取り組むこと。また、観光ニーズに対応した、「霧島ならではの」観光素材の創出を図ることで、また訪れたいくなる、魅力ある観光地づくりを推進すること。【1-3-3 No.23, 24】

- ⑥ 鉄道は沿線住民の日常生活の維持や旅行者の重要な交通手段であることから、県や関係機関等と連携して、路線や運行本数の維持・存続を図るとともに、利用者の声を的確に把握し、利便性の向上に努めること。【1-4-1 No.25】

(2) 政策2「みどりあふれる快適で暮らしたいまちづくり」関連施策

- ① 環境問題に関する意識の向上を図るため、市民・事業者・NPO等との協働による学習会や植林活動、美化活動等の環境保全活動を継続的に展開すること。
【2-1-3 No.26~29】
- ② 利用者の多様なニーズに対応した公園づくりを進め、緑地の充実を図るとともに、地域住民と連携した適切な維持管理に努めること。【2-3-1 No.30】
- ③ 市内の渋滞を解消するため、バイパス道路や地域拠点施設間のアクセス道路の整備を推進し、道路ネットワークの構築を図ること。【2-3-2 No.31】
- ④ 地域と連携して空き家の把握に努めるとともに、管理不全な空き家の所有者に対する指導の強化や危険廃屋の解体撤去を促進し、市民生活の安全を確保すること。
【2-3-3 No.31】
- ⑤ 災害から市民の生命・財産を守るため、都市計画等において災害の恐れのある地域を居住区域から除外するなど、より安全・安心なまちづくりに取り組むこと。また、災害時の人的被害を最小限に抑えるためには、市民の防災意識の向上を図ることが重要であることから、「きりしま防災・行政ナビ」等を活用し、災害の種類に応じた避難場所やハザードマップなどの防災情報の周知に取り組むこと。【2-4-1 No.32~34】

(3) 政策3「誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり」関連施策

- ① 生活の基礎となる「食」は、健康の増進に欠かせないものであることから、食に関する知識を身に付けるとともに、それを支える「農」についても学び、食文化への理解を深める「食農教育」に継続的に取り組むこと。【3-1-1 No.35】
- ② 生活習慣病の発症・重症化予防のため、特定保健指導や早期受診勧奨等を行うとともに、糖尿病については、CKD（慢性腎臓病）予防ネットワークの推進を図ること。
【3-1-1 No.36】
- ③ かかりつけ医等を決め、生涯にわたって自分の健康管理を行うなど、市民の主体的な健康づくりを推進すること。また、各事業所においても、産業医や始良・伊佐地域産業保健センターを活用し、労働者の健康管理やメンタルヘルスなどに取り組むよう周知徹底を図ること。【3-1-1 No.37, 38】
- ④ 始良地区医師会等の関係機関と連携し、救急医療体制のさらなる充実を図ること。
【3-1-2 No.39】
- ⑤ 子育てに関する市の様々な支援により、前期基本計画の成果指標である「妊娠・出産について満足している市民の割合」や「乳幼児健診受診率」などが目標を達成しているにも関わらず、先般の市民意識調査では、子育てに関して不安感や負担感などを感じている市民の割合が6割を超えていることから、課題や市民ニーズの把握を適確に行い、必要な施策を講じること。【3-2-3 No.40】

- ⑥ 認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めることが重要であることから、認知症サポーターの養成や「みまもりあいアプリ」の活用に取り組むとともに、早期診断・早期対応に向け、認知症サポート医を核とした「認知症初期集中支援チーム」の活用を推進すること。【3-3-3 No.41, 42】
- ⑦ 障害の特性に応じた福祉サービスのさらなる充実を図るとともに、障害のある人が地域の一員として日常生活を過ごし、社会活動や経済活動等に参加できるよう、地域生活や就労支援など自立支援対策を推進すること。【3-4-1 No.43】

(4) 政策4「社会を生き抜く力と生涯を通じて学びあう力を育むまちづくり」関連施策

- ① GIGAスクール構想に基づき配備した1人1台端末を様々な教育活動で活用するとともに、メディアから得た情報を主体的に読み解き、必要な情報を取捨選択できる能力の育成を図る「メディアリテラシー」教育にも取り組むこと。【4-1-1 No.44】
- ② 本市の発展を支えていく子どもたちが、学力のみならず、社会的に自立できる、豊かな心と健康な体を育むことができるよう、相談・支援体制の充実を図ること。【4-1-2 No.45】
- ③ 地域や関係機関、企業など様々な主体と連携した学校支援体制を構築し、特認校制度や山村留学制度など特色ある教育活動を推進するとともに、小規模校においても協働的な学びを実現できるよう、学習環境の整備に取り組むこと。【4-1-3 No.46, 47】
- ④ 子どもたちが学びを生かして地域貢献できる機会や、高齢者をはじめ様々な世代・地域・企業などが子どもたちと交流できる機会を創出するなど、地域ぐるみで子育てを支援する環境の整備を図ること。【4-2-2 No.47, 48】
- ⑤ 市民が生涯の学びを通じて、自己実現を図ることができるよう、多様な学習ニーズやSDGs、ライフステージに対応した魅力ある学習機会の提供に努めること。【4-2-3 No.49】
- ⑥ 地域に残されている近代化遺産の適切な保存・活用に向けて取り組むこと。【4-2-4 No.50】
- ⑦ 市民がスポーツや芸術文化に親しむ機会がコロナ禍で減少したことから、関係団体等と連携を図りながら、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりや多様なジャンルの芸術文化を楽しむことのできる機会の提供などに取り組むこと。【4-3-1、4-3-2 No.51】

(5) 政策5「市民とつくる協働と連携のまちづくり」関連施策

- ① 岐阜県海津市などの姉妹都市をはじめとする国内都市との多彩な交流を進め、地域間相互の理解を深めること。【5-1-1 No.52】
- ② 地域おこし協力隊員や遊休不動産を活用し、中山間地域の特性を生かしたまちづくりや地域の活性化に取り組むこと。【5-1-2 No.53】
- ③ コロナ禍を機に地方移住への関心が高まっていることから、本市への移住者や移住相談を行った人の年代、世帯構成等の分析を行うなど、ターゲットに沿った効果的な手法を検討し、移住定住促進策を講じること。【5-1-3 No.54】

- ④ 子育て世代の女性は、育児や家事、学校行事などの負担が大きく、周囲の協力も得にくい状況にあり、意欲があっても経営への参画が難しいことから、全ての女性が働きやすい環境の整備や女性の活躍推進に向けた社会的な気運の醸成に努めること。

【5-2-2 No.55】

- ⑤ 外国人住民が安心して暮らすことができるよう、市民や企業等が外国人住民と交流し理解する機会の提供に努めるとともに、関係団体等と連携して支援の充実を図ること。【5-2-3 No.56】

- ⑥ 「褒め合うまち」をコンセプトに、市民のまちへの愛着度を高めるキラシマイスター活動をさらに推進するなど、市民と行政が一体となったまちづくりや魅力の発信に取り組むこと。【5-3-3 No.57】

(6) 政策6「信頼される行政経営によるまちづくり」関連施策

- ① 市職員一人一人が市民の声に耳を傾け、市の施策や取組を分かりやすく丁寧に伝えるとともに、積極的な姿勢をもって質の高い行政サービスを提供できるよう、人材育成に取り組むこと。【6-1-2 No.58, 59】

- ② 信頼される行政経営を進めるため、積極的な情報公開により市政に対する理解と透明度を高めるとともに、市民の意見を市政へ適切に反映させること。

【6-1-3 No.60, 61】

- ③ SNSや動画など様々なツールのさらなる調査、研究、活用を進め、より効果的な情報発信に努めること。【6-1-3 No.62, 63】

3 第3期霧島市ふるさと創生総合戦略に関する事項

- ① 住民自治の推進による魅力ある地域社会を形成するためには、市民一人一人が自分の住む地域の魅力を知り、それぞれの特性に沿った地域活動を継続的に実施していくことが重要である。そのため、地域活動に参画しやすい仕組みづくりや地域活動を担うリーダーの育成、地域活性化に取り組む市民団体等への支援に取り組むこと。

【基本目標 2-3 No.64】

- ② 本市の豊かな環境を将来の世代に引き継ぐため、リサイクル率や家庭系ごみの排出量、温室効果ガス排出量など、環境と調和したまちづくりを推進するためのKPIについては、目標値の達成にとどまらず、SDGsの実現に向けて、より高い目標を目指し、必要な施策を講じること。【基本目標 2-6 No.65】

- ③ 快適で暮らしやすい街を形成するための基盤整備として、利用者の視点に立った様々な世代が触れ合うことができる公園づくりを進めるとともに、社会経済環境の変化に適応し、地域の特性を踏まえた計画的な土地利用を推進すること。【基本目標 2-6 No.66, 67】

- ④ オンライン申請など行政サービスのデジタル化推進はもちろんのこと、IoTやAI、5G等のデジタル技術やデータを活用し、あらゆる分野でのサービスの向上に取り組むこと。【基本目標 2-7 No.68】

- ⑤ 高校卒業時の地元就職率の向上を図るため、教育機関や企業等との連携を強化し、地元企業周知のための説明会など、具体的な取組を展開すること。【基本目標 3-3 No.69】